

第5節 緊急事態への対応など

防衛庁及び関係省庁において、我が国への侵略や緊急事態などが生じた場合に採られるべき措置や適用法令について幾つかの研究が行われている。一方、国防以外の緊急事態に際し必要な措置について総合調整を行う内閣危機管理監が設置され、防衛庁も平素から緊密な連携を図っていくこととしている。

1 緊急事態対応策の検討

総理の指示で検討を開始し、在外邦人などの保護、大量避難民対策、沿岸・重要施設の警備など、対米協力措置（施設・区域面での協力や米軍への後方支援）などの項目について検討、研究が進められている。

2 有事のための体制

有事法制の研究として、防衛庁所管の法令及び他省庁所管の法令についての問題点の整理はおおむね終了したと考えているが、所管省庁が明確でない事項に関する法令については、政府全体として取り組むべき性格のものである。防衛庁としては、有事法制については、研究に止まらず、その結果に基づき法制が整備されることが望ましいと考えているが、法制化するか否かという問題は高度の政治判断に係るものであり、国会における議論などを踏まえて対応すべきものと考えている。

3 国民生活を維持するための施策

武力紛争などの発生に備えた資源やエネルギーなどの備蓄や、有事における物資の海上輸送の在り方の研究が必要である。